

事務連絡  
平成23年3月11日

各 [ 都道府県  
指定都市  
中核市 ] 民生主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐  
厚生労働省社会・援護局総務課災害救助対策室長補佐  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長補佐  
厚生労働省老健局総務課長補佐

高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について

1. 「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設（介護老人保健施設を含む。）への受け入れを行って差し支えありませんので、その対応に万全を期していただきますようお願ひいたします。  
なお、旅館、ホテル等の避難所としての活用等については、別添のとおり、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等に対し、協力依頼（厚生労働省健康局生活衛生課長通知）をしておりますので、併せてご連絡いたします。
2. 社会福祉施設等への支援のため、今後、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保が困難な施設については、広域的調整の下で、他施設から職員の応援派遣を行ってください。また、他都道府県からの派遣等が必要となつた場合には、国において調整を図ることとしておりますので申し出下さい。

(写)

健衛発0311第1号

平成23年3月11日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う  
高齢者、障害者等の要援護者への緊急対応について（依頼）

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、被災自治体等から貴連合会傘下の旅館・ホテルに対して災害援助法に基づく避難所等として活用し受け入れていただることの要請があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、利用に関する諸事情について当該都道府県等と十分調整するよう併せて周知願います。